

令和3年度 企業主導型保育事業施設長等研修事業委託仕様書

1 事業名

令和3年度 企業主導型保育事業施設長等研修事業

2 事業の目的

企業主導型保育事業を実施する保育施設の施設長等に対し、最新の保育施策の動向や、施設の運営管理に必要な基礎的な知識等を学ぶための研修を実施し、企業主導型保育事業における保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 事業内容等

(1) 施設長等研修の内容・実施形式等

研修内容・実施形式等の詳細については、別紙3「企業主導型保育事業施設長等研修実施内容」に沿った内容で全ての科目をeラーニングで提案すること。

(2) 施設長等研修事業委託業務

① 研修実施に関する日程の設定

設定後、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）の承認を受けること。

② 研修実施に関する広報・周知

i 募集・応募のためのサイトを制作すること。

ii 研修の概要がわかるA4判のチラシを作成し、サイトに掲載すること。

③ 研修申込に関する事務（申込受付、受講票発送、名簿作成等）

④ 研修内容・テキストの企画、講師の選定

⑤ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成

i システム構築に当たっては、セキュリティ対策を講じること。

ii コンテンツの作成に当たっては、各科目で演習や小テスト等を行うようにし、効果測定ができるようにすること。

iii コンテンツの作成に当たっては、なりすまし及び早回し等の不正防止策を講じること。

iv 同一端末で複数名が受講した場合に、同時ログインができないような対策を示すこと。

v 初回ログイン時に受講者登録内容（氏名・生年月日等）を受講者本人に確認させる手段を講じること。

⑥ 研修の実施（eラーニング）

⑦ 研修の管理運営（受講状況の管理、eラーニングの効果測定結果等を含む。）

⑧ 研修受講者名簿・修了者名簿の作成・提出、受講状況確認一覧の作成

⑨ 修了証の作成・送付

⑩ 受講者アンケートの実施・回収・集計（分析）

研修終了後に受講者アンケートを実施すること。アンケート内容については協会と事前協議を行うこと。アンケート結果を集計（分析）し、実績報告書に記載すること。

⑪ 実績報告書の作成・提出

なお、eラーニングの実施方法、不正防止対策等については、別紙4「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ（平成31年1月9日付）」及び別紙5「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ（平成31年3月13日付）」を参考にすること。

(3) 施設長等研修の実施

① 実施形式及び受講者想定人数

eラーニング・・・5,000人

※「保育施設等の組織マネジメント」では適切なファシリテイトのもと、Web上で受講者同士が意見交換できる場を設けること。

② 受講対象者

企業主導型保育施設の施設長（園長）等の施設責任者

※本研修は企業主導型保育施設に従事している者のみを受講対象とすることから、受講申込時に令和3年度運営費助成決定番号を入力させ、受講対象者であることを確認すること。

③ eラーニング

受講者が受講しやすいよう、受講期間を長期間とし、職場以外のデバイスからでも受講可能なものとする。

④ 開催時期

契約締結日から令和4年2月28日までの期間

⑤ 留意事項

- ・旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、協会に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- ・事業実績報告書は令和4年3月31日までに提出すること。